府令・省令

○内閣府令第二号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和四十一年総理府建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

附　則

この命令は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

省　令

○文部科学省令第五号

教育映像等審査規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十六日

文部科学大臣　下村　博文

教育映像等審査規程の一部を改正する省令

教育映像等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2　審査を受けようとする映像作品等が映画フィルムである場合には、申請者は、その映写に要する施設を確保するとともに、その経費を負担するものとする。

第二条第三項を削る。

第四条中「もつ」を「持つ」に改め、同条第一号ニ中「理解しうる」を「理解し得る」に改め、同号ル中「幼稚園教育要領」の下に「及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を加え、同条第二号ト中「録音」を「映像作品にあつては、音声」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　その他

イ　操作が容易であるか。

ロ　映像作品にあつては、動作が適切であるか。

第六条第二項第一号中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を、「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を、「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

第十二条中「選定教育映像等が」を削り、「その選定」を「選定教育映像等の選定」に改め、同条第一号中「第四条」を「選定教育映像等が第四条」に改め、同条第二号中「第五条」を「選定教育映像等が第五条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条第一号ルの改正規定及び第六条第二項第一号の改正規定（「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十四号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）を実施するため、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3　機構は、第一項の退職金共済契約申込書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、申込者に対し、前項に掲げる書類のほか、当該申込書に記載された事項を証する書類の提出を求めることができる。

第四十七条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の規定により掛金負担軽減措置が取り消された共済契約者に対しては、当該取消しの日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金月額の増加の申込みを促進するための掛金の減額をしないことができる。

第四十九条中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

第七十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、第一項の届書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、共済契約者に対し、前項に掲げる書類のほか、当該届書に記載された事項を証する書類の提出を求めることができる。

第九十一条第三項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

第百二条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項の退職金共済手帳交付申請書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、共済契約者に対し、当該申請書に記載された事項を証する書類の提出を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（契約の申込みに関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業退職金共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第三項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる退職金共済契約の申込みについて適用し、施行日前に行われた退職金共済契約の申込みについては、なお従前の例による。

（掛金負担軽減措置に関する経過措置）

第三条　新規則第四十七条第二項の規定は、施行日以後にする偽りその他不正行為により同条第一項の規定により掛金負担軽減措置（中小企業退職金共済法施行規則第四十五条又は第四十六条の掛金負担軽減措置をいう。）が取り消される共済契約者について適用する。

（被共済者が退職した場合の届出に関する経過措置）

第四条　新規則第七十二条第三項の規定は、施行日以後に退職する被共済者に係る中小企業退職金共済法（次条において「法」という。）第三十七条の規定による届出について適用し、施行日前に退職した被共済者に係る同条の規定による届出については、なお従前の例による。

（共済手帳の請求に関する経過措置）

第五条　新規則第百二条第二項の規定は、施行日以後に行われる法第四十八条第一項の規定による請求について適用し、施行日前に行われた同項の規定による請求については、なお従前の例による。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第六条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

（中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第七条　中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十条第二項の改正規定中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改める。

○経済産業省令第十一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一